施設基準届出関係(令和2年度改定関係・歯科単独分)

〇新たに創設された施設基準

No.	区分	病院・ 診療所	届出事項	届出様式	その他添付書類等	備考						
	新規	病・診	睡眠時歯科筋電図検査	・別添2 ・様式38の1の4	なし							
1	<告示>	(1) 当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。 (2) 当該検査を行うにつき十分な機器を有していること。										
	<通知>	1 睡眠時歯科筋電図検査に関する施設基準 (1) 当該療養を行うにつき、十分な経験を有する歯科医師が1名以上配置されていること。 (2) 当該保険医療機関内に歯科用筋電計を備えていること。 2 届出に関する事項 睡眠時歯科筋電図検査の施設基準に係る届出は、別添2の様式38の1の4を用いること。										
No.	区分	病院・ 診療所	届 出 事 項	届出様式	その他添付書類等	備考						
	新規	病	顎関節人工関節全置換術	・別添2 ・様式56の8	所定の研修の修了を証する 文書の写し							
2	<告示>	(1) 緊急事態に対応するための体制その他当該療養を行うにつき必要な体制が整備されていること。 (2) 当該療養を行うにつき十分な専用施設を有している病院であること。 (3) 当該保険医療機関内に当該療養を行うにつき必要な歯科医師及び看護師が配置されていること。										
	<通知>	1 顎関的人工関節全置換術に関する施設基準 (1) 歯科口腔外科を標榜している病院であること。 (2) 関連学会から示されている指針に基づいた所定の研修を修了し、当該診療科について5年以上の経験を有する常勤の歯科医師が 1名以上配置されていること。 2 届出に関する事項 顎関節人工関節全置換術に係る届出は別添2の様式56の8を用いること。										
No.	区分	病院• 診療所	届出事項	届出様式	その他添付書類等	備考						
	新規	病・診	歯科麻酔管理料	・別添2 ・様式75の2	全身麻酔及び静脈内鎮静法 の経験症例数がわかるもの (別添2の様式52又はこれ に準じた様式)							
	<告示>	(1) 常勤 (2) 麻酙	nの麻酔に従事する歯科医師が配置されている 管理を行うにつき十分な体制が整備されてい	こと。 いること。								
3	<通知>	(1)歯科 自ら実 以上配 (2)常勤 2 届出に	: 酔管理料に関する施設基準 : 麻酔に係る専門の知識及び2年以上の経験を : 施する者として全身麻酔を200症例以上及び : 置されていること。 : 3の麻酔に従事する歯科医師により、麻酔の安 : 関する事項 ! 麻酔管理料の施設基準に係る届出は、別添2	静脈内鎮静法を50症例以 全管理体制が確保され	以上経験している常勤の麻酔に ていること。	の下に、主要な麻酔手技を - 従事する歯科医師が1名						

施設基準届出関係(令和2年度改定関係・歯科単独分)

〇要件が見直しされた施設基準

No.	区分	病院• 診療所	届 出 事 項	届出様式	その他添付書類等	備考					
	要件変更	で表現する。 で表現する。 で表現する。 で表現する。 で表現する。 で表現する。 で表現する。 では、また。 では、 では、 では、また。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、		・別添7	院内感染防止対策に係る研 修を4年以内に修了してい	※要件変更に伴う					
	要仵変更	7円・10	る施設基準	・様式2の6	ることが確認できる文書	再届出は不要					
	<告示>	(1) 歯科外来診療における院内感染防止対策につき十分な体制が整備されていること。 (2) 歯科外来診療における院内感染防止対策につき十分な機器を有していること。 (3) 歯科外来診療における院内感染防止対策に係る研修を受けた常勤の歯科医師が1名以上配置されていること。 (4) 歯科外来診療の院内感染防止対策に係る院内掲示を行っていること。									
4	<通知>	(1) (2) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (6) (7) (7) (8) (7) (8) (9) (9) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1	数表の初診料の注1に規定する施設基準 内で使用する歯科医療機器等について、患者 対策を講じていること。 症患者に対する歯科診療に対応する体制を確 外来診療の院内感染防止対策に係る研修を4 。を対象とした院内感染防止対策にかかる標準 保険医療機関の見やすい場所に、院内感染防 1回、院内感染対策の実施状況等について、 12年3月31日において、現に歯科点数表の初 1に限り、1の(4)の基準を満たしているも 関する事項 ト点数表の初診料の注1に規定する施設基準に 反届出については、届出にあたり実績を要しな に要件が追加となった1の(4)については 完況を様式2の7により報告すればよく、令和	提保していること。 年に1回以上、定期的 予防策等の院内研修等 近此対策を実施している 様式2の7により地方 1診料の注1の届出を行っのとみなす。【追加】 任係る届出は、別添7の い。ただし、様式2の は、7月1日現在の定例	に受講している常勤の歯科医 を実施していること。【追加 旨の院内掲示を行っているこ 厚生(支)局長に報告してい っている保険医療機関につい 様式2の6を用いること。 7により報告を行うこと。 報告(施設基準等の届出状況)	師が1名以上配置されてい 】 と。 ること。 ては、令和2年6月30日ま 報告)において院内研修の					

施設基準届出関係(令和2年度改定関係・歯科単独分)

No.	区分	病院• 診療所	届出事項	届出様式	その他添付書類等	備考					
	要件変更	病・診	歯科外来診療環境体制加算1	・別添7	必要な研修をすべて修了し ていることが確認できる文	※要件変更に伴う 再届出は不要					
			歯科外来診療環境体制加算 2	• 様式4	書	円油口は不安					
	<告示>	(1) 歯科外来診療環境体制加算1の施設基準 イ 歯科医療を担当する保険医療機関(歯科点数表の地域歯科診療支援病院歯科初診料に係る施設基準に適合するもの地方厚生局長等に届け出た保険医療機関を除く。)であること。 ロ 歯科外来診療における医療安全対策に係る研修を受けた常勤の歯科医師が1名以上配置されていること。 ハ 歯科医師が複数名配置されていること、又は歯科医師及び歯科衛生土がそれぞれ1名以上配置されていること。 「 緊急時の対応を行うにつき必要な体制が整備されていること。									
5	<通知>	(アーイウ エーオー((((())))) しで き で (2) (1) カーる 名 細()の)の)の)の しで き 管の 「届一隅に歯歯厚歯偶に歯以患動」 かいないない まる当理歯歯(歯出歯発と)を発生を発きを利止者器 自経酸血浆 薩療医 ()を寝診をを作りをに移症。	医師が複数名配置されていること又は歯科医 配置されていること。 【変更】 【変更】 「にとって安心で安全な歯科医療環境の提供を (AED) については保有していることがわり 動体外式除細動器 (AED) 長皮的酸素飽和度測定器 (パルスオキシメータ (大工呼吸・酸素吸入用のもの) (上圧計で急蘇生セット (計算) (計算	地域歯科診療支援病院はあること。のを存ってと対策にあることの医療安全対策に任士がそれでする院内の大力の内閣を行っても対応の内閣関のの関係のの関係のの関係のの関係のの関係のの関係のの関係のの関係のの関係のの	歯科初診料にかかる施設基準 修を修了した常勤の歯科医師 れぞれ一名以上配置されてい 装置・器具等を有しているこ との事前の連携体制が確保され 歯の被せ物の調整時等に飛散 との連携方法やその対応等、 機関であること。 し、その改善策を実施する体 準に係る届出は、別添7の様 を全て修了していることが確	が1名以上配置されていること。歯科衛生士が1 と。また、自動体外式除と。また、自動体外式除保されていること。ただりする細かな物質を吸収で歯科診療に係る医療安全制を整備していること。また、式4を用いること。また、					

診療報酬改定に関する質問票について

- ※ 診療報酬改定に関する質問につきましては、所定様式の質問票に内容を記入のうえ、北海道厚生局へ郵送又はファクシミリにて 送付願います。
- ※ ご質問に対する回答は順次行ってまいりますが、診療報酬改定時期には、ご質問が短期間に集中し膨大な件数になります。 大変恐縮ですが、回答までに相当の期間を要してしまう場合が、多々ありますことをご了承願います。

ファクシミリ: 011-796-5133 (送信票は不要です。)

郵 送 : 〒060-0807 札幌市北区北7条西2丁目15-1野村不動産札幌ビル2階

北海道厚生局医療課 宛

施設基準の届出について

お願い1

- 令和2年4月1日から算定を行うためには、令和2年4月20 日(月)必着までに、北海道厚生局へ届出が必要です。
 - ⇒ 改定年度4月のみの特例的な取り扱い。
- ▶ 通常(改定年度の4月以外)は、施設基準は届出を受理し た日の翌月1日から算定開始となります。

ただし、月の最初の開庁日に受理した場合は当月から 算定開始となります。

届出書は1通提出し、写し(控え)は保険医療機関 で保管することとなっています。



令和2年度診療報酬的定 北海道厚生局

施設基準の届出について

お願い2

- 封筒に「歯科施設基準在中」と朱書きで記載してください。
- 届出する際は、施設基準ごとに様式や添付書類をホチキス やクリップでとめてください。 当該第出を行う前もか具動において当該第世に係る事項に難し、石正又は不当な輩出(法令の報念
- 提出する前に再確認 「別添2」「別添7」の口に漏れは ありませんか→

当該領区を行う前らか月間において産担税則及び某担税則並びに乗担基準に基づき厚土労働大臣 「定める掲示事項等第三に規定する基準に適互したことがなく、かつ現に適反していないこと。

当該届出を行う前6か月間において、健康保険法軍刊表第1項及び高齢者の医療の確保に関する法 #軍で会軍!項の規定に基づく検査等の結果、診療内容又は診療報酬の請求に関し、不正又は不当 3行為が認められたことがないこと。

当該届出を行う時点において、原生労働大臣の営める人院患者数の基準及び医師等の異数の基準型 Jに人院基本料の書言方法に確定する人院患者物の基準に該当する保険医療機関又は医師等の員数 の基準に該当する保険医療機関でないこと。

- 締切日直前に届出が集中することが予想されますので、 可能な限り4月15日(水)までの提出にご協力をお願いします。
- 届け出した施設基準は、院内掲示が必要です。

特掲診療料の施設基準に係る届出書

保険医療機関コード	
又は保険薬局コード	届 出 番 号
_	٦
連絡先	
担当者氏名:	
電話番号:	
(届出事項) 	
[] の施設基準に係る届出
ものに限る。)を行ったことがなり 当該届出を行う前6か月間におり	いこと。 Nて療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める
ものに限る。)を行ったことがない 当該届出を行う前6か月間において 掲示事項等第三に規定する基準に設 当該届出を行う前6か月間において 第1項の規定に基づく検査等の結果	いこと。 いて療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める 違反したことがなく、かつ現に違反していないこと。 いて、健康保険法第78条第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律第72 果、診療内容又は診療報酬の請求に関し、不正又は不当な行為が認められ
ものに限る。)を行ったことがなり 当該届出を行う前6か月間におり 掲示事項等第三に規定する基準に対 当該届出を行う前6か月間におり 第1項の規定に基づく検査等の結果 ことがないこと。	いこと。 いて療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める 違反したことがなく、かつ現に違反していないこと。 いて、健康保険法第78条第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律第72 果、診療内容又は診療報酬の請求に関し、不正又は不当な行為が認められ 原生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入
ものに限る。)を行ったことがなり 当該届出を行う前6か月間におり 掲示事項等第三に規定する基準に対 当該届出を行う前6か月間におり 第1項の規定に基づく検査等の結果 ことがないこと。 当該届出を行う時点において、原 基本料の算定方法に規定する入院。 保険医療機関でないこと。	いこと。 いて療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める 違反したことがなく、かつ現に違反していないこと。 いて、健康保険法第78条第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律第72 果、診療内容又は診療報酬の請求に関し、不正又は不当な行為が認められ 原生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入
ものに限る。)を行ったことがなり 当該届出を行う前6か月間におり 掲示事項等第三に規定する基準に設 当該届出を行う前6か月間におい 第1項の規定に基づく検査等の結果 ことがないこと。 」当該届出を行う時点において、関 基本料の算定方法に規定する入院制 保険医療機関でないこと。 標記について、上記基準のすべて	いて療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める 違反したことがなく、かつ現に違反していないこと。 いて、健康保険法第78条第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律第72 果、診療内容又は診療報酬の請求に関し、不正又は不当な行為が認められ 厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入 患者数の基準に該当する保険医療機関又は医師等の員数の基準に該当する
ものに限る。)を行ったことがなり 当該届出を行う前6か月間におり 掲示事項等第三に規定する基準に対 当該届出を行う前6か月間におい 第1項の規定に基づく検査等の結果 ことがないこと。 」当該届出を行う時点において、リ 基本料の算定方法に規定する入院制 保険医療機関でないこと。 標記について、上記基準のすべて	いこと。 いて療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める 違反したことがなく、かつ現に違反していないこと。 いて、健康保険法第78条第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律第72 限、診療内容又は診療報酬の請求に関し、不正又は不当な行為が認められ 原生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入 患者数の基準に該当する保険医療機関又は医師等の員数の基準に該当する に適合しているので、別添の様式を添えて届出します。
ものに限る。)を行ったことがなり 当該届出を行う前6か月間におり 掲示事項等第三に規定する基準に対 当該届出を行う前6か月間におり 第1項の規定に基づく検査等の結果 ことがないこと。 当該届出を行う時点において、原基本料の算定方法に規定する入院。保険医療機関でないこと。 標記について、上記基準のすべて 令和 年 月 保険医療機関・保険薬局の	いこと。 いて療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める 違反したことがなく、かつ現に違反していないこと。 いて、健康保険法第78条第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律第72 果、診療内容又は診療報酬の請求に関し、不正又は不当な行為が認められ 厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入 患者数の基準に該当する保険医療機関又は医師等の員数の基準に該当する 「に適合しているので、別添の様式を添えて届出します。

2 □には、適合する場合「√」を記入すること。

3 届出書は、1通提出のこと。

睡眠時歯科筋電図検査の施設基準の届出書添付書類

1 当該検査に係る歯科医師の氏名等

歯科医師の氏名	経験年数
	年
	年
	年

2 当該検査に係る機器の保有状況

	概	要
	医療機器承認/認証番号	
— 	製品名	
│ 歯科用筋電計 │ │	製造販売業者名	
	特記事項	

顎関節人工関節全置換術の施設基準に係る届出書添付書類

1 標榜診療科(施設基準に係る標榜科名を記入すること。)											
2 形成外科、耳鼻いんこう科又は歯科口腔外科の経験を5年以上有する医師の氏名等											
診療科名	診療科名 常勤医師の氏名 勤務時間 経験年数 年月E										
	時間年										
時間年											
	時間年										

[記載上の注意]

- 1 「2」の形成外科、耳鼻いんこう科又は歯科口腔外科を担当する常勤医師の勤務時間について、就業規則等に定める週あたりの所定労働時間(休憩時間を除く労働時間) を記入すること。
- 2 「2」については、所定の研修の修了を証する文書の写しを添付すること。

歯科麻酔管理料の施設基準に係る届出書添付書類

1 標榜診療科(施設基準に係る標榜科名を記入すること。)

科

2 歯科麻酔について 2 年以上の経験を有するとともに全身麻酔を 200 症例以上及び静脈内 鎮静法を 50 症例以上の経験を有する常勤の歯科医師の氏名等

常勤歯科医師の氏名	勤務時間	経験年数	全身麻酔の 経験症例数	静脈内鎮静法の 経験症例数	
	時間	年	例	例	
	時間	年	例	例	
	時間	年	例	例	

[記載上の注意]

- 1 「2」の勤務時間について、就業規則等に定める週あたりの所定労働時間(休憩時間を除く労働時間)を記入すること。
- 2 「2」については当該症例一覧(実施年月日、手術名、患者の性別、年齢、主病名) を別添2の様式52又はこれに準じた様式(経験症例数が分かるもの)により添付する こと。
- 3 歯科麻酔管理料を算定するすべての常勤歯科医師について記載すること。

診療報酬改定に関するホームページ掲載について

- ※ 各申請・届出・報告等の様式は、「北海道厚生局ホームページ」→「申請等手続き」→ 「医療課」(施設基準の届出等)からダウンロードすることができます。
- ① 北海道厚生局ホームページの「申請等手続き」→「医療課」をクリック。



② 医療課の「施設基準の届出等」をクリック。

医療課

- 保険医療機関・保険薬局の指定等に関する申請・届出
- 保険医・保険薬剤師の登録等に関する申請・届出
- 施設基準の届出等
- ③ 該当する項目をクリックして、施設基準の様式をダウンロードする。

施設基準の届出等

1. 施設基準・入院時食事療養(Ⅰ)等の届出

- 基本診療料の届出一覧
- 特掲診療料の届出一覧
- ※ 令和2年度診療報酬改定内容に係る告示・通知・疑義解釈等については、随時、厚生労働省ホームページに掲載されます。
- ※ なお、北海道厚生局ホームページ内に「令和2年度 診療報酬改定」に係る専用ページを設けております ので、ご活用ください。





厚生労働省ホームページ http://www.mhlw.go.jp/「令和2年度診療報酬改定について」の特設ページ

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00027.html

北海道厚生局ホームページ http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/hokkaido/index.html 「令和2年度診療報酬改定に伴う関連資料等について」の特設ページ https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/hokkaido/iryo_shido/r02kaitei_00001.html

※ 届出用紙等に関しましては、従来どおりFAXや郵送での取扱いもしておりますので、 北海道厚生局のホームページよりダウンロードできない場合等におかれましては、下記の 北海道厚生局担当課宛にご連絡ください。

> 厚生労働省 北海道厚生局 指導部門 〒060-0807

北海道札幌市北区北7条西2丁目15番地1 野村不動産札幌ビル2階 医療課 TEL:011-796-5105 FAX:011-796-5133

R 2 改定版

区 分:

※FAX送信の場合、送信票は不要です。

(※上記の「区分」欄は、厚生局で記載します)

北海道厚生局 FAX: 011-796-5133

【〒060-0807 札幌市北区北7条西2丁目15-1野村不動産札幌ビル2階 1 011 - 796-5105 (医療課)】

医科・歯科・薬局・訪問看護ステーション・施設基準

※上記、該当項目に〇を記入願います。

質 問 票

<u>医</u>	療機	関	等名	3 称	:									
医:	療 機「	関 等	∮ ⊐ -	ード	:									
担	当	者	氏	名	:				(所	属:		• 職名 :		_)_
電	話		番	号	:	_		(内:) F	AX番号	_	_	
提	出	年	月	日	:	平成	年		月	日				
	定診療 6資料			数 表 番号	:									
質	問		項	目	:									
			(1	間項目	記載	例)「	A-000	つ 初診	料につい	ין די	等			
質	問	 -1	内				こ詳しく見				<u> </u>	%+		
	選別 • ⋮	集計	等の都	格合上、	質	問票1枚	双につき1	問」の	記入とし	ノていた	たくよ:	うご協力願	います。	